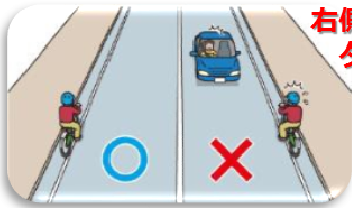


## 自転車安全利用五則



### 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

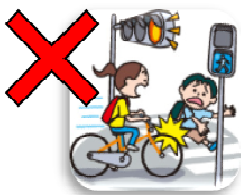


右側通行は  
ダメ！



道路標識で認められている場合などは、例外として自転車で歩道を通行することができます。ただし、歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行しなければいけません。

### 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



信号には従う義務があります。



交差点では、他の車両や歩行者に注意して、安全に進行しなければいけません。

### 3 夜間はライトを点灯



夜間、ライトを点灯しないと前方の安全確認が十分にできません。車や歩行者からも見えにくく、事故の原因にもなります。

### 4 飲酒運転は禁止



### 5 ヘルメットを着用

※令和4年4月27日公布の改正道路交通法において、ヘルメットの着用が努力義務化されました。

自転車事故の致命傷は頭部の損傷が大半を占めています。すべての人が、命を守るヘルメットを着用しましょう。



自転車は「くるま」のなかま！ 覚えて守ろう！



# 自転車安全利用五則